

忠岡町 都市計画審議会

議 事 録

開催日時 令和4年4月8日(金) 10:00～

開催場所 忠岡町役場3階 研修室1・2

出席委員 下村 泰彦 様、佐久間 康富 様
二家本 英夫 様、松井 匡仁 様
前川 和也 様、勝元 由佳子 様
河野 隆子 様、武津 博英 様
川崎 幸一郎 様、西尾 司 様

以上10名

欠席委員 0名

事務局 村田産業まちづくり部長、坂本建設課長、
建設課 手嶋主査 新田主事

傍聴者 0名

議事 忠岡町みどりの基本計画(案)について

配布資料 (1)会議次第
(2)出席者名簿
(3)忠岡町みどりの基本計画(案)

【事務局】本日は公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を努めさせていただきます、産業まちづくり部建設課長の坂本でございます、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】それでは、開催にあたり、杉原町長より、ご挨拶申し上げます。町長よろしくお願いいたします。

《町長挨拶》

ありがとうございました。

【事務局】続きまして、都市計画審議会委員の委嘱に移らせていただきます。委員を代表して下村泰彦（しもむらやすひこ）様に委嘱状を交付させていただきたいとおもいますので、下村様前へお進みください。

《下村様に委嘱状交付》

【事務局】なお、他の委員の皆様には委嘱状をお席にお配りさせていただいております。私の方から委員皆様をご紹介させていただきたいとおもいます。お手元でございます、都市計画審議会委員名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立いただきますよう、お願いいたします。

下村泰彦（しもむらやすひこ）様 佐久間康富（さくまやすとみ）様
二家本英生（にかもとひでお）様 松井匡仁（まついまさひと）様
前川和也（まえかわかずや）様 勝元由佳子（かつもとゆかこ）様
河野隆子（こうのたかこ）様 武津博英（たけつひろひで）様
川崎 幸一郎（かわさきこういちろう）様 西尾 司（にしおつかさ）様

【事務局】続きまして会長及び副会長の選出に移りたいと思います。会長及び副会長につきましては、都市計画審議会条例第5条により委員の互選により定めるとあります。候補者について事務局の方で提案させていただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

【事務局】異議なしの声がありましたので、候補者を事務局のほうでご提案させていただきます。

大阪公立大学大学院の下村教授を会長に副会長には、住民委員の武津氏を推薦させていただきたいと思います。

委員の皆様、会長には下村教授を副会長には武津氏に就任していただいでよろしいでしょうか

《異議なしの声》

【事務局】異議なしの声がありましたので会長を下村教授に副会長には武津氏をお願いしたいと思います。

下村会長と武津副会長にはお席の方に移動お願いいたします。

《席移動》

【事務局】それでは、代表して下村会長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

《下村会長あいさつ》

ありがとうございました。

杉原町長におかれましては、他の公務のためここで退席させていただきます。

◇傍聴者入場

【事務局】

次に、本日の審議会の傍聴でございますが、ホームページにて周知しておりましたが、傍聴希望者は、ございませんでした。

なお、本日の審議会の会議録につきましては、公表としておりますので、録音

をさせていただきます。また、必要に応じて、写真撮影させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、都市計画審議会を進めさせていただきます。
まず、議事の進行に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。
本日の会議次第、出席者名簿、「忠岡町みどりの基本計画(案)」の概要の3点となります。不足資料がございましたらお申し付け下さい。

《資料を確認》

【事務局】 なお、本日は委員10名全員の出席をいただいております。よって、本審議会条例第6条第2項の規定を充たしており、本審議会が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行は、本審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、下村会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

【議長（会長）】 会長の下村でございます。審議を円滑に進めて参りたいと思いますので、委員の皆様におかれましてはご協力下さいますようお願い申し上げます。

本日は審議会に諮問、または付議される案件はありませんが、事務局からの提案によりまして、報告案件として、「忠岡町みどりの基本計画(案)について」を議題にしたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 建設課の手嶋でございます。よろしくお願いいたします。

《 説 明 》

【議長（会長）】

報告は以上のとおりです。それでは、委員皆様方のご意見・ご質問をお伺い致します。

【委員】みどりの基本計画の資料編の町民いこいの広場の緑視率について、芝生の部分が、実際に見て芝生が生えているように見えなくて、ここを緑視率でとるのかどうか、その点について今後計画を立てていかれるとは思いますが、整備されていくということによろしいでしょうか。

【事務局】私たち（建設課）からは木を植えてほしい、芝生を維持してほしいという要望を担当部局にさせていただきます。

【議長（会長）】緑視率の基準なのですが、まだできてそんなに古くない指標でございまして、それまでは緑被率で計算されていました。

緑視率については例えば、もうちょっとアップで写真を撮ると、率が増えてしまうのですが、増やそうと思ったら緑に近づいて撮ればいいわけで、その写真撮影地点をどう設定するかで、緑視率というのは変わってきます。

したがいまして、これを指標化するというのは難しいので、やるのであれば同じ写真撮影地点で撮ったところが、例えば5年後、どれぐらい緑が増えているのかということが考えられます。そのような形で緑視率をどう取り上げていくかというのは、いち指標ではあるのですが、完全な指標化はなかなか難しいのではないかという意見も多いです。

ちなみに20数年前に大阪市内の街路樹で緑地の調査をしたときに、見た目でも25%～30%超えたら緑が豊かだと感じる人が多くなったという傾向がみられました。

緑は5年経ったらかなり成長しますので、剪定しすぎたときに写真を撮れば緑視率は下がりますし、そのあたりをうまく調整しながら緑を増やしていければと思います。

【委員】少子高齢化で緑の全体の緑視率を上げないといけないのは分かりますが、実際に忠岡に住んでいて感じるのは、街なかに緑が欲しいです。大津川河川公園や新浜緑地のお話が先ほどありましたが、児童遊園であったり、教育（部局）が管理している公園であったり、これらの公園には木がありません。お年寄りもいらっしゃいますし、小さい子供も近くで遊べるようにして頂きたい。このあたりを建設課で管理をお願いできればと考えています。建設課で管理を

すれば、開発で建設課に申請に来るときに、条件として木を植えようというように開発の許可を出して頂きながら、できたら最終的に建設課が管理してほしいです。

【議長（会長）】概要版の4（の項目）においてみどりの取り組みの方向性が示されています。またご意見いただいた街なかのみどりを増やす取り組みを行政でやるのか民間緑化推進で行うのかという話もあります。民間緑化推進でまちなかの道路の緑視率を上げる。この辺りは、基本計画の次に来る具体的なアクションプランになってくると思います。先ほど、PDCAをまわすというお話も事務局からありましたので、その進捗管理の報告を当審議会で行うのか、外部評価委員会で行うのか、事業評価委員会で行うのか、またそのチェック項目も鑑みながら項目設定が必要になってくるのではないのでしょうか。そのあたりに関連する貴重なご意見であったように感じます。

【委員】さきほど民間でというお話がありましたが、資料56ページで、公募設置管理制度（Park-PFI）等による民間投資の誘導について検討を行います。とありますが、これの内容というのはどういった内容なのでしょうか。

【事務局】官民連携で行うものでございます。維持管理も込みで管理していただくものです。

【議長（会長）】公募設置管理制度（Park-PFI）の近くの事例で申し上げますと、泉南ロングパークや府営住吉公園などの事例があります。

公募設置管理制度（Park-PFI）で民間の活力を導入する。なぜかというとな色々な民間のノウハウを取り入れ住民サービスのために使う。建物を建てるのにも維持するのにもお金がかかるので民間に経営していただく。これにより、民間活力のノウハウを住民サービスにつなげることで、ならびに税金の投与を少なくするという効果があり、取り組みが広がりつつある制度です。

【委員】緑の基本計画の案の中で忠岡町全域が対象区域となっています。また、都市公園に限らず、児童遊園も対象になっています。公園の管理も部局によって分かれています。都市公園だけが対象になるのか、全町一斉に実施していただけるのかそこを教えてください。

【事務局】本計画改定にあたり、各課への照会も行っています。量より質ということで、量を増やすのは敷地（町域）も限られていますので、質の維持・保全し

ていきたいと思っております。維持を行いながら、民間活力の検討も今後の施策と考えています。

【委員】現状維持というお話がありましたが、今後実施される現実的な施策としては資料編で示されている緑視率の部分の整備かと思っております。一方で住民の願いとしては、木々の生い茂る公園が増えてほしいと思っておりますが、面積（町域）にも限りがあるということで、現実的には木々が生い茂り、緑が多い公園が増えるという期待を膨らませるとイメージとは乖離ができてしまうのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【議長（会長）】忠岡町の面積が小さいなかで量を求めると限られてしまいます。その中で先ほど事務局より質を上げるというお話がありましたが、では質を上げるとは何なのか。美しい街づくり、みどりの多い街づくりはお金をかければできなくはないですが、住みやすい町となると緑が多く町がきれいでも隣人同士の仲が悪いと住みにくい町になってしまいます。住みやすいまちを築くには、花とか緑を植えることによってコミュニティを広げていきたいと思いますというのが一つの手段かもしれません。それに関連して申し上げますと、気になる点が、配布資料の概要版の4、みどりづくりのための施策の「健康・レクリエーション」分野における施策の一例において、書き方の主体が忠岡町（官）となっています。（一方で他の自治体の計画では）みんなで一緒にいきたいと思いますという書きぶりが多くなっています。全面書き換えではないですが、一部可能性のある点については民間緑化を推進する等、（例えばプランターと種を住民に配布したり、住民グループ形成により花植えを行いみどりの形成につながるような仕掛けづくりを通じて町全体で緑を増やしていくような可能性が考えられるのであれば）4番目（（4）臨海地域の機能充実）以降に民間緑化推進によるみどりのキーワードの記載があってもよいのではないかと考えます。

【委員】p 6 8 みどりの配置方針図、大津川沿いが歩けるようになっており、臨海線の手前で赤く塗られています。今回はネットワークについても考慮されているので、港湾との調整もあり大変な部分もあろうかとは思いますがぜひこのあたりも安全に歩けるネットワークを考えていただきたいです。

【議長（会長）】個別のみどりの配置方針については即時の回答は難しいかもしれませんが、事務局でご検討いただければと思います。

【委員】みどりの基本計画の p 5 5 の計画期間における目標・指標について、

財源も人も場所も限られている中でどういようにみどりに関する施策を展開していくのかというところで効率的効果的に民間事業者を活用したり、住民協働で行うということだと思います。例えば、民間事業者の活用というところでは昨年実施された新浜の社会実験等も該当してくるかと思いますが社会実験を行ってよかっただけではなく、そこから課題の発見につなげ次につなげるということが重要かと考えます。例えば、p 55において、公園及び公共施設緑地等を利用したソフト施策の展開の目標値として令和 12 年までに実施主体を問わず 15 回実施するということが掲げられています。この文言に社会実験が含まれるのかと感じていますが、社会実験を行政主体で一生懸命取り組むということではなく、社会実験を通じて民間の人に行ってもらおうよう渡していくこと、また社会実験で出た課題等を踏まえて、忠岡公園などのまちなかで実施できるよう展開できればよいのではないかと感じました。このエリアは、忠岡公園があって、府営住宅があって、緑水園があってということでまとまったみどりがあるのではないかと感じています。緑を増やすのは大切なことだと思いますが、なぜみどりが必要なのかというところを手段として捉えていただきたいと思っています。町中でみんなが楽しんで過ごせるための場所作りを、(自治体がきっかけとなるものの) 民間で実施していける展開がよいのではと考えています。これをふまえて、目標値としては回数よりも協働のありかたでの賑わいを定期的に行えるような場づくりを実現したいということを掲げるほうが忠岡町らしいイメージになるかと思っています。

【議長 (会長)】これからどうしていくかという目標においては、実際の何パーセントとか回数ではなく、質をどう上げていくかというところが大事だと思います。

量から質へとと言われて久しいですが、例えば、標準的な街区公園一つ作るにしても 2500 万円かけても公園の底地ができるだけです。そこでリニューアルを行うとさらにお金がかさみます。なので、そこでどう利用してもらうのかというところが町の仕事ということになるかと思っています。例えば、大阪市ではグリーンコーディネータという取り組みが広がっています。ほかには生駒市などではみどりの楽校という取り組みもあります。まちなかでみどり活動をリードする人材の育成を実施しています。そういった町民の方の育成の取り組みを入れることや町民のかたもまち (のよいところ) に見慣れているので (町外の方におすすめることができる場所を) 再発見し、どういう風に残していくかというようなワークショップをしたりとか、そこから活動される方が出てきていただけるといいのですが、そのような仕掛けをしていくというのが緑の基本計画の一環であり、民間の緑化推進の取り組みの一つです。 街路樹整備等ではなく人材育成等であれ

ば大きな予算要求の必要もないかと思imasのでそういった可能性も書いていただけるとよいのではと考えています。概要版の PDCA のところで行政主体ではなく住民協働も意識して書いていただけるとよいのではと考えています。

【委員】公園の整備でありますとか木を植えるとかそういうことも手段かと思imasますが、町民をそういう場所に誘導することもひとつの効果的な手法かと思imas。そのひとつが去年実施された新浜緑地の社会実験であると思imas。そこで取ったアンケートの中について、(みどりの基本計画 p 47で) 結果のみ書かれています、今後もこのようなことを模索していきますということも書いていただけるとよいのではと思imas。

【委員】緑作りや公園整備の中で念頭にいれておいて頂きたいのが、ペットです。今どこに出かけるにしても、家族連れ+ペットというのも当たり前になってきておりますので、そのあたりを想定していただきたいです。以前犬を飼っていた時散歩するところがないと感じていました。人間だけではなくペット同伴という姿勢も計画に盛り込んでいただきたいです。

あと、今回の大まかな計画の流れを教えてください。また p 2 で大阪府の「みどりの大阪推進計画」があがっています。これは平成 21 年のものですがこれは今後も変わらないのか、改定の時期がくるのか、今後のところが読めないところがあるのですがそのあたりはいかがでしょうか。

【議長(会長)】ご意見いただいたペットの話は総合計画ではどのようになっていますか。

【委員】盛り込まれていないのではないかと思う。衛生飼育動物という観点では入っていたかと思うが、家族(愛玩動物)という視点では書いていないように思imas。

【議長(会長)】基本的には(上位計画である)総合計画に基づいて緑の基本計画ペットにも歩きやすいまちづくりをするとか、公園作りや施設を目指すとか基本計画に記載されている内容に基づいて記載しないといけないと思うのですが、記載がないのであれば、(例えばドッグラン等もイメージには上がると思imasのですが、) 実際どのようなイメージをされているのですか。

【委員】とくにこういうものというものはありませんが、芝生があるとか、そういう憩いの場がある公園が街なかに少ないと感じます。そのあたりの整備を

お願いしたいのですが、道路等しか散歩するところがないので、そういったところではできるところがあるなら整備をお願いしたいです。ペット用に道路を整備してほしいということではありません。

【議長（会長）】大きな芝生広場などは難しいかもしれませんが、広場だったりということは記載できないことはないのかと思います。みどりの推進計画は見直しもされるでしょうし、大きな計画ですのですぐに変更されることはないかと思いますが事務局いかがでしょうか。

【事務局】みどりの大阪推進計画についてですが、緑の基本計画を改定する中で大阪府とも協議を行っていますが、すぐに改定することはないと聞いております。今回は都市計画マスタープラン等、上位計画が改定されたので今回緑の基本計画の改定をさせていただいております。今後、上位計画の見直し等、必要時応じて緑の基本計画の改定を検討させて頂くことになるかと考えております。

【議長（会長）】みどりの基本計画の概要において、都市計画マスタープランが上位計画のように書かれていますが、これはそのようにしないほうがよいかと思います。みどりの基本計画は都市計画マスタープランを反映しているものの横並びの計画となりますので、位置づけでいうと横並びのほうがよいと思います。

【委員】主要道路の街路樹が住民さんの顔に当たるとか、根っこがアスファルトを起こしてしまうなど何度もありまして、量より質というお話にもありましたので、そのあたりの安全性へもご配慮いただければと思います。あと、忠岡公園（町民グラウンド）について役場の隣の池のところに見たときに緑が多くあるため、緑があるように見えるのですが、もうすこしほしいなどおもいます。土壌改良について大雨が降ったら砂が西の住宅地にながれていくようなこともありましたので、その辺りも聞きたいです。

【議長（会長）】緑の基本計画の次にくる実施レベルの話になってくるかとは思いますが事務局で回答できる範囲でお願いできれば。

【事務局】街路樹の根上がりしているものは、植え替えを検討させていただいております。

枝張りについて木の剪定については一年に一回行っておりますが、伸びるのも早く年に1回の剪定予算のなかでは伸び方によっては邪魔になることもあると思います。基本的には建築限界を考慮しながら剪定をいたします。

町民グラウンドの件ですが、(所管の) 教育部署から具体的な対応は聞いていませんが、検討していくと聞いております。

【議長(会長)】建築限界ということに考慮し、樹木にとっては寂しい樹形になっていますが、樹木管理を行っているという現状があります。また、街路樹に関連すると落葉に関する沿道住民の苦情や意見等も(他地域の) 事例としてあります。それらを理解していただけるような町民の方へみどりへの意識づくり、意識を高めていくことから始めていくというところも一つかと思えます。それらは緑の基本計画の最後に住民の方の意識の高揚くらいを記載いただけるとよいのではないかと思います。

【委員】課題にもあげられているのですが、みどりの基本計画P33をみると駅よりも西側地域公園が少ないということで、北区の公園と東区の公園を今後整備していくとありますが、住宅も密集しているので防災等も考えないといけないと思うのですが、空き家など空き地も増えてそういったところを活用して、一つの公園化、ポケットパークのような形で緑を増やす、地域の方の防災へつなげることを検討していただければと思っているのですが、このあたりはどうお考えでしょうか。

【議長(会長)】防災的なところで住民センターが800メートル以内にある時、避難はできるだろうというところで、街区公園の国の指定はなくなったのですが、誘致距離というのがありますので、公園が不足しているのかというところを見極めながらポケットパークを本気でやっていくのであれば空き地をレンタルするなどしてご検討いただけたらと思います。公園の量についても手薄な地域を考慮しご検討いただけたらと思います。

【議長(会長)】他にご意見・ご質問ございませんか。

みどりの基本計画の大きな枠組みについては大きな変更はないかと思います。ただ、第4章みどりづくりのための施策については行政的にやる話が多かったので、住民にも取り組んでもらえる内容を少しでも入れられる可能性がないかご検討ください。また、PDCAのなかで協働の図を入れていただけていただくことをお願いします。その他いただいた意見は実施計画の時に検討していただ

くというところになるかと思えます。

また、本日頂戴いたしました委員皆様のご意見の検討結果につきましては、会長預かりとさせていただきます。

ご意見・ご質問ないようでしたらこれをもちまして会議を閉じさせていただきます。

後日、事務局と大阪府で協議したものを私の方に再度報告いただき判断させていただきたいと思えます。

委員の皆様方には、長時間にわたり、ご審議下さりありがとうございました。これにて事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】下村会長どうもありがとうございました。会長預かりとさせていただいたご意見につきましては、結果をホームページに掲載させていただきます。

また、本日よりパブリックコメントを実施させていただき 5 月中旬に完成させていただきたいと考えております。

以上をもちまして忠岡町都市計画審議会を閉会致します。本日は、どうもありがとうございました。